

ファミリーサポートセンター運営（案）

H29. 11. 13(月)

○業務委託で公募型プロポーザルを実施予定

- ・香美市居住（住民登録あり）の20才以上で心身ともに健康で、援助会員研修を終了した者
- 1 援助会員要件 ・援助会員と依頼会員を兼ねることができる
-
- ・香美市居住（住民登録あり）であり、原則、生後6ヶ月から小学6年生までの子どもと同居する保護者
- 2 依頼会員要件
-
- 3 援助時間 ・原則 7時～21時
-
- ・7時～19時 600円/h 19時～21時 700円/h
 - ・土、日祝年末年始 7時～21時 700円/h
 - （最初の1時間は1時間分の報酬、1時間超す場合30分単位で加算される）
 - ・同一世帯2人目から半額（補填なし）
 - ・公共交通機関実費
 - ・自家用車を使った送迎実費20円/km
 - （1km未満の端数がある場合はこれを切り捨てた距離）
- 4 援助活動報酬 ・その他飲食物やおむつ等は依頼会員が用意もしくは費用を払う
-
- 5 利用料助成 ・住民税非課税世帯、生活保護世帯、児童扶養手当受給者は利用料金の半額
-
- ・依頼子ども傷害保険
 - ・サービス提供会員傷害保険研修、会合障害保険
- 6 補償保険制度 ・賠償責任保険・お見舞金制度
-
- ・アドバイザー 事業を円滑に進めるために4h
 - （例 センターの仕組み、概要、実際の活動について2h 活動報告書の書き方及び計算方法2h）
 - ・医師 子どもの発育と病気1.5h
 - ・保健師 小児看護の基礎知識 安全・事故、子どもの世話、子育て支援情報 2h
 - ・保育士 保育の心と子どもの遊び 1.5h
 - ・栄養士 子どもの栄養と食生活1.5h
- 援助会員研修に
- 7 ついて（講師） ・児童心理士 心の発達1.5h
-
- 援助会員研修に
- 8 ついて（日程） ・H30年度は2コース（1コース2日間）予定
-
- 9 その他 提供会員活動促進謝金（1回以上援助活動を行った提供会員1人あたり） 5,000円